規制に係る事前評価書(要旨) 【特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律案】

政策の名称	我が国における処理技術・能力を考慮できるようにするための「特定有害廃棄物等」の範囲の見直し
	環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物・リサイクル制度企画室
担当部局	電話番号:03-5501-3157 E-mail:env-basel@env.go.jp
1프 크 타가티	経済産業省産業技術環境局環境指導室
	電話番号:03-3501-4665 E-mail:kankyo-shidoshitsu@meti.go.jp
評価実施時期	平成29年3月
	【目的】 バーゼル条約(以下「条約」という。)の担保法である特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(以下「バーゼル条約(以下「条約」という。)第2条第1項第1号イでは、法の規制対象となる特定有害廃棄物等の範囲として、条約附属書Iに掲げる経路で廃棄される物及び有害成分を含有する物で、かつ、条約附属書IIに掲げる有害な特性(有毒性、爆発性等)のいずれかを有するものを規定。同法上では、特定有害廃棄物等を輸入しようとする者に、外為法上の輸入承認を受ける義務が課されている。 OECD加盟国間ではOECD理事会決定に基づき、比較的有害性の低いもの(緑級規制対象物)の輸出入手続が大幅に簡素化されており、我が国でも、OECD加盟国から輸入する再生利用等目的の特定有害廃棄物等のうち、緑級規制対象物に該当するものについては法の規制対象外としてきたところ。 他方、欧州連合では、OECD加盟国のみならずOECD非加盟国からの緑級規制対象物の輸入についても、OECD理事会決定と同等の措置を適用している。我が国の事業者は充分な非鉄金属二次資源の処理余力を有しているものの、OECD非加盟国との取引において、欧州連合の事業者と比べて相対的に高い手続負担を要している状態にあ

	る。こうした状況を踏まえ、我が国の非鉄金属製造業界かそこで、OECD非加盟国では有害廃棄物の環境上適正な処施設での二次資源の処理を積極的に進めることで、世界全定有害廃棄物等の範囲を見直し、再生利用等目的の緑級規	理が可能な施設が多くはない状況を踏まえ、国内処理 体の環境負荷の低減にも資するため、バーゼル法の特
	【内容】 法の規制対象となる「特定有害廃棄物等」に係る第2条 用等目的での輸入に係る特定有害廃棄物等については、0EG を特定有害廃棄物等の範囲に含めないものとする。	
	【必要性】 0ECD非加盟国では有害廃棄物の環境上適正な処理が可能 進的な環境技術を有する我が国への、比較的有害性の低い 次資源の処理を積極的に進め、世界的な環境負荷を低減す 理から生ずる悪影響から人の健康及び環境を保護するため	緑級規制対象物の輸入を促進し、国内処理施設での二 ることで、バーゼル条約の趣旨である有害廃棄物の処
	開演を頂 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に	関する法律
関連条項 特定有音焼業物等の輸出人等の規制に関する伝律 改正案第2条第1項第1号イ 想定される代替案 再生利用等目的での輸入に係る特定有害廃棄物等について、緑級規制対象物を特定有害廃棄物等の範 たまま、輸入手続のみ簡素化する。		て、緑級規制対象物を特定有害廃棄物等の範囲に含め
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	○特になし。	輸入事業者に対して以下の費用が発生。 ○契約単位での輸入承認申請手続 ○実際に輸入を行うごとの、輸入移動書類の交付申 請手続
(行政費用)	○当該改正について関係業界に周知する必要が発生。	○相手国からのバーゼル条約上の通告に対する、個別の審査業務が発生。○契約単位で輸入承認申請に係る審査が発生。○実際に輸入を行うごとに、毎回、輸入移動書類の交付作業が発生。
	○特になし。	相手国の行政機関、事業者に対して以下の費用が発

	(その他の社会的費用)		生。 ○我が国へのバーゼル条約上の通告書類の作成に係る費用
規制の便	益	便益の要素 輸入事業者、運搬事業者及び再生利用等事業者に対して以下の便益が発生。 ○輸入承認申請及び輸入移動書類の交付申請に係る手続に要していた作業負担の軽減及び待ち時間の短縮(1件あたり180日間程度の短縮効果) ○輸入移動書類に関する携帯等の義務履行の負担軽減 我が国の行政機関に対して以下の便益が発生。 ○輸入承認対象外となった品目に係る審査等業務の負担軽減 相手国の行政機関及び事業者に対して以下の便益が発生。 ○輸入承認対象外となった品目に係るバーゼル条約上の通告・同意手続が不要となる。 以上の便益により下記の経済効果が発生すると試算。・廃電子基板の輸入が年間約13万トン程度増加を見込む。・非鉄金属製錬業界の売上げ増により、売上約987億円の経済効果を見込む。	代替案の場合 輸入事業者に対して以下の便益が発生。 ○輸入承認の申請に要する作業負担が軽減され、業務時間が一定程度短縮される。 我が国の行政機関に対して以下の便益が発生。 ○上記審査等に要する作業負担が軽減され、業務時間が一定程度短縮される。
政策評価(費用と作	5の結果 便益の関係の分析等)	上記分析のとおり、再生利用等目的の緑級規制対象物を特業者等にとっては手続及び義務履行の費用、我が国の行政機事業者にとっては条約上の手続の費用の大幅な減少という低は、行政機関が行う周知に関する限定的なもののみである。他方で、上記代替案においても事業者等に対し一定程度の手続等の費用をより根本的に軽減することができ、かつ欧州ら、本改正案を導入することは妥当であるといえる。	機関にとっては審査等の費用、相手国の行政機関及び 更益が生ずる。この措置によって生ずる新たな費用 の便益が見込まれるものの、範囲見直し措置の方が、

	「中央環境審議会 循環型社会部会 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制の在り方に関する専門委員会、産業構造 審議会 産業技術環境分科会 廃棄物・リサイクル小委員会 有害廃棄物等越境移動ワーキンググループ 合同会議 報告書(平成29年1月)(抄)
有識者の見解その他の関連事項	グリーンリスト対象物である廃電子基板等のように我が国における処理において環境汚染リスクが低いと考えられる特定有害廃棄物等の輸入については、これまで輸入された廃電子基板等について、環境上適正な管理が確保されてきている現状も考慮し、我が国施設の競争環境上の不利を解消し、我が国の誇る環境技術の先進性を活かしつつ円滑な資源循環を促進するため、また、開発途上国において適正処理が困難な有害廃棄物等を適正処理が可能な施設を有する我が国が処理することで世界全体の環境負荷低減につなげるため、EUの制度を参考に、「事前の通告及び同意」手続を不要とするなどの手続の見直しをすべきである。」
レビューを行う時期又は条件	特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行後5年を経過した場合において、改正後の特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(以下「新法」という。)の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
備考	0ECD加盟国から我が国への再生利用等目的での緑級規制対象物(電子部品スクラップ等)の輸入は既に規制対象外となっているところ、我が国に再生利用等目的で輸入された電子部品スクラップ等が国内で不適正に取り扱われた事例はこれまで確認されていない。OECD非加盟国からの緑級規制対象物の輸入を法規制対象外としたとしても、国内での環境汚染が発生するリスクは低いと考えられる。

規制に係る事前評価書(要旨) 【特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律案】

【付足有 古庶来初寺の輔山八寺の	規制に関する法律の一部を改止する法律案】	
政策の名称	我が国ではバーゼル条約上の「有害廃棄物」に該当しない物であって、輸出先国では同条約上の「有害廃棄物」 に該当する物とされているものについての、我が国バーゼル法の「特定有害廃棄物等」の範囲への取り込み	
	環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物・リサイクル制度企画室	
担当部局	電話番号: 03-5501-3157 E-mail: env-basel@env.go.jp	
1프 크 타/면)	経済産業省産業技術環境局環境指導室	
	電話番号:03-3501-4665 E-mail:kankyo-shidoshitsu@meti.go.jp	
評価実施時期	平成29年3月	
規制の目的、内容及び必要性等	【目的】 バーゼル条約の担保法である特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(バーゼル法)第2条では、規制対象物である特定有害廃棄物等の範囲を、条約上の条文の規定を直接引用する形で規定している。 バーゼル条約締結時あるいは法制定時においては、条約上の「有害廃棄物」に該当する物の範囲は締約国間で統一されることが期待されていたが、現在、その範囲の解釈(有害性の基準等)が各締約国に委ねられており、締約国間で該当物の範囲に多少の差異が生じているところ。 近年、この差異によって、我が国から輸出された物について、バーゼル法上の特定有害廃棄物等に該当しないものではあるが、輸出先国ではバーゼル条約上の「有害廃棄物」に該当する物とみなされて、条約上の不法取引に当たるため、貨物を返送させる旨の通報(シップバック通報)を我が国として受ける事例が発生している。(平成27年度は20件発生。) この際、繰り返し同じ貨物について仕向地又は経由地の行政機関からシップバック通報がなされることを防止するため、下記のとおり特定有害廃棄物等の範囲を見直すこととする。 【内容】 法の規制対象となる「特定有害廃棄物等」の範囲に係る規定として新たに第2条第1項第1号ホを設け、「特定有害廃棄物等」として、条約締約国において、条約第1条1に規定する有害廃棄物とされている物であって、当該条約締約国を仕向地若しくは経由地とする輸出に係るものとして省令で定めるものを加える。 【必要性】 条約締約国は、条約上の規制対象物が条約第6条で定める通告・同意手続を経ずに越境移動する不法取引を防止する義務を負うところ、バーゼル条約のより的確かつ円滑な実施を確保すべく、特定有害廃棄物等の範囲を見直す必要がある。 「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律 改正案第2条第1項第1号ホ	

想定される代替案 シップバック通報の度に事業者にその対象物の		シップバック通報の度に事業者にその対象物の返送を行れ	つせることを義務付ける。
規制の費	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	費用の要素	代替案の場合
,,,,,,,	(遵守費用)	輸出事業者に対して以下の費用が発生。 ○バーゼル法第4条から第7条までの規定の遵守費用(輸出移動書類の交付手数料及び各種事務作業の人件費等を要する。)	輸出事業者に対して以下の費用が発生。 ○シップバックのたびの、返送に係る輸送費、手続 負担等(貨物の海上輸送費用、シップバック後の留 置費用、処分費用等及び各種事務作業の人件費等を 要する。)
	(行政費用)	○輸出先国の規制対象範囲を調査する費用が増大。○輸出承認対象となった品目に係る審査等業務の負担が増大。○当該改正について関係業界に周知する必要が発生。	○シップバック通報が行われるたびに相手国の行政機関に対し、その通報の適切性を確認する等の事務が発生。
	(その他の社会的費用)	特になし。	特になし。
規制の側	更益	便益の要素	代替案の場合
		輸出事業者に対して以下の便益が発生。 ○適正な手続に則り輸出を行うこととなり、シップバックによる想定外の損害を被る危険性が低減。 行政機関に対して以下の便益が発生。 ○シップバック自体を防止することで、相手国の行政機関との調整費用及び紛争の危険性を低減できる。	
政策評価 (費用と	話の結果 便益の関係の分析等)	上記分析のとおり、条約締約国によって有害廃棄物とされで、事業者の手続に係る定常的な費用は生ずるものの、事業る危険性が低減するという充分な便益があると考えられる。の、今般の措置によって条約をより的確かつ円滑に履行できう充分な便益が生ずる。	能者にとってはシップバックによる想定外の損害を被 また行政機関にとっては、業務負担が増大するもの

	「中央環境審議会 循環型社会部会 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制の在り方に関する専門委員会、産業構造 審議会 産業技術環境分科会 廃棄物・リサイクル小委員会 有害廃棄物等越境移動ワーキンググループ 合同会議 報告書(平成29年1月)(抄)
有識者の見解その他の関連事項	我が国から輸出された貨物が、輸出先国においてはバーゼル条約上の有害廃棄物等と解釈される場合があることから、こうした物がシップバック通報された場合には、相手国の判断根拠も確認した上で、輸出された貨物が現地にある状態のままにおいて、迅速に措置命令等の対応を行えるよう、日本のバーゼル法の規制対象かどうかを迅速に判断できる基準を策定するとともに、諸外国との政府間ネットワークの強化等を行うべきである。また、これと同様の貨物を我が国から当該輸出先国に繰り返し輸出されることを防ぐため、輸出先国でバーゼル条約の対象物であると解釈されていることが明確になっている場合は、当該輸出先国向けのものについてはバーゼル法の規制対象物とする方策についても検討すべきである。」
レビューを行う時期又は条件	特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行後5年を経過した場合において、改正後の特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(以下「新法」という。)の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
備考	特になし。

規制に係る事前評価書 (要旨)

【特定有音廃棄物寺の軸山八寺の	【特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律案】		
政策の名称	再生利用事業者等目的輸入事業者の認定及び再生利用等事業者の認定に係る特定有害廃棄物等に係る輸入承認を 受ける義務の免除		
	環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物・リサイクル制度企画室		
扣水如豆	電話番号:03-5501-3157 E-mail:env-basel@env.go.jp		
担当部局	経済産業省産業技術環境局環境指導室		
	電話番号:03-3501-4665 E-mail:kankyo-shidoshitsu@meti.go.jp		
評価実施時期	平成29年3月		
規制の目的、内容及び必要性等	【目的】 バーゼル条約の担保法である特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(バーゼル法)第8条は、特定有害廃棄物等を輸入しようとする者に対して、外為法第52条の規定による輸入承認を受けることを義務付けている。本規定について特段の例外は定められていない。 バーゼル条約に加盟する欧州連合においては、比較的有害性の高い規制対象物(電気炉ダスト、金属汚泥等)の輸入についても、OECD理事会決定の規定を踏まえ、事前に当事国間で同意された回収施設で処理する場合に最大3年間の包括的な同意を与えることができる特例措置を、OECD非加盟国も含めたすべての国との間で設定している。 そこで、我が国の誇る環境技術の先進性を活かしつつ、国際的な非鉄金属リサイクルを着実に進めるため、我が国においても再生利用等を行う目的での特定有害廃棄物等の輸入に係る認定制度を創設し、輸入手続を緩和する。 【内容】 特定有害廃棄物等について、再生利用等目的輸入事業者等として経済産業大臣及び環境大臣の認定を受けた者が認定に係る再生利用等を行うために使用する目的で、特定有害廃棄物等を輸入しようとする場合に限り、法第8条第1項に規定する外為法第52条の規定による輸入承認を受ける義務を不要とする。なお、輸入承認を受ける義務を不要とする。なお、輸入承認を受ける義務を不要とする。なお、輸入承認を受ける義務を不要とする。なお、輸入承認を受けるに輸入される特定有害廃棄物等に関しては、法第9条に規定する「輸入移動書類」を交付することにならないが、当該特定有害廃棄物等に関しては、法第9条に規定する「輸入移動書類」をで付きることにならないが、当該特定有害廃棄物等に関しては、法第9条に規定する「輸入移動書類」をで付きることにならないが、当該特定有害廃棄物等に関しては、法第9条に規定することとする。 【必要性】 国内非鉄金属製造業界から欧州連合に準じた輸入手続の緩和が強く要望されていること、特にOECD非加盟国では有害廃棄物の環境上適正な処理が可能な施設が多くはない状況を踏まえ、我が国の誇る環境技術の先進性を活かしつつ、国際的な非鉄金属リサイクルを着実に進めるために必要である。		

想定される代替案	バーゼル法に基づく輸入承認審査時の必要書類等の簡素化	公や審査期間の短縮により輸入手続の緩和を図る。
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
	認定を受けようとする又は受けた輸入事業者及び再生利用等事業者に対して以下の費用が発生。 ○認定申請手続 ○変更の認定及び認定の更新に係る手続 ○定期的な事業報告 認定に係る特定有害廃棄物等を輸入した事業者、運搬又は処分を行う事業者に対して以下の費用が発生。 ○バーゼル法第16条において準用する第9条第2項前段及び第3項並びに第10条から第13条までの規定の遵守費用	輸入事業者に対して以下の費用が発生。 ○契約単位での輸入承認申請手続 ○実際に輸入を行うごとの、輸入移動書類の交付申請手続 特定有害廃棄物等を輸入した事業者、運搬又は処分を行う事業者に対して以下の費用が発生。 ○バーゼル法第9条から第13条までの規定の遵守費用
(行政費用)	○認定申請の審査業務が発生。○認定に関する変更、更新、定期報告等の管理業務が発生。生。	○相手国からのバーゼル条約上の通告に対する、個別の審査業務が発生。 ○契約単位で輸入承認申請に係る審査が発生。 ○実際に輸入を行うごとに、毎回、輸入移動書類の 交付作業が発生。
(その他の社会的費用)	特になし。	相手国の行政機関、事業者に対して以下の費用が発生。 〇我が国からの、バーゼル条約、OECD理事会決定上の通告書類の作成に係る費用

規制の便益	便益の要素	代替案の場合
//Lilpi v / 区皿L	認定を受けた輸入事業者及び再生利用等事業者に対して以	輸入事業者に対して以下の便益が発生。
	下の便益が発生。(輸入事業者、再生利用等事業者のいず	○上記手続に要する作業負担が軽減され、業務時間
	れについても20~30者から認定申請があるものと予	が一定程度短縮される。
	測。)	
	○個別の輸入承認申請手続、輸入移動書類の交付申請手続	我が国の行政機関に対して以下の便益が発生。
	が不要になる。(平成27年の輸入承認申請件数は167	〇上記審査等に要する作業負担が軽減され、業務時 1777年
	件、輸入件数は902件。)	間が一定程度短縮される。
	〇バーゼル条約、OECD理事会決定上の通告・同意手続によ	
	る待ち時間が大幅に短縮される。	
	大が国の行政機関に対して以下の便益が発生。	
	○個別の輸入承認申請に係る審査、輸入移動書類の交付業	
	務が不要になる。	
	相手国の行政機関及び事業者に対して以下の便益が発生。	
	〇我が国からの、バーゼル条約、OECD理事会決定上の同意	
	を待つ時間が大幅に短縮される。	
	○包括的な通告の期間を、元の1年から最長3年へ延長で まることにより、 では会知が超ばされる	
	きることにより、手続負担が軽減される。	
政策評価の結果	上記分析のとおり、再生利用等を行う目的での特定有害婦	
	て、事業者にとっては個別の輸入承認に関する手続費用、利	
(費用と便益の関係の分析等)	行政機関及び事業者にとっては条約上の手続の費用の大幅な	
	よって新たに生ずる手続・審査等の費用と比べて十分に大き 他方で、上記代替案においても事業者等に対し一定程度の	
	他力で、工能代替系においても事業有等に対し一定程度の 費用を根本的に軽減することができる認定制度の方が、より	
	「真角を低挙的に軽減することがくさる脳及間及の力が、よう 「ことは妥当であるといえる。	/ 八さな関血で工りることがり、本以工来で等八りる
	「中央環境審議会 循環型社会部会 特定有害廃棄物等の輸出	
	審議会 産業技術環境分科会 廃棄物・リサイクル小委員会	有吾廃莱物等越境移動リーキンククルーフ 合同会議
	報告書(平成29年1月)(抄)	
	 アンバーリスト対象物の輸入についても、同様の理由から、	FII の制度を参考にしつつ 事前同音施設で処理する
有識者の見解その他の関連事項	目的で輸入する場合には、バーゼル法に基づく外為法の輸入	
	ることができることとすべきである。ただし、これらの輸入	
	る等必要最低限の措置の在り方についても慎重かつ十分に検	

レビューを行う時期又は条件	特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行後5年を経過した場合において、改正後の特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(以下「新法」という。)の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
備考	特になし。